

令和8年第4回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和8年4月7日（火）午後2時00分から午後2時20分まで

2. 開催場所 城陽市役所本庁舎4階 第2会議室

3. 出席委員 （18人）

会 長	20番	谷	則男
委 員	1番	岡本	三枝子
	3番	北澤	良祐
	4番	菊岡	祐一
	5番	奥村	郁雄
	6番	稲田	正文
	7番	田村	勝美
	8番	小出	正和
	9番	阪部	幸弘
	10番	森澤	明
	11番	太田	健市
	12番	中川	善宏
	13番	中村	安秀
	14番	奥	哲郎
	15番	森島	孝司
	16番	吉田	真己
	17番	畑中	恭伸
	19番	木村	正樹

4. 欠席委員 （2人）

	2番	中村	貴子
	18番	新井	泉次

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第 8号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第 9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見について

日 程 第 5 議案 第10号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）

日 程 第 6 報告 第 7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 7 報告 第 8号 農地法第4条第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 8 報告 第 9号 農地法第5条第1項の規定による届出について（専決）

農業委員会事務局

事務局長 西山 憲治
事務局 岡 正樹
事務局 村井 萌晟
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>議席番号2番中村 貴子委員、18番新井委員より欠席届が提出されております。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中12名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p> <p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和8年第4回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p> <p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、15番森島委員、16番吉田委員よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお問い合わせいたします。</p> <p>日程第3、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号7番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号7番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市平川 ●● ●●、譲受人は城陽市平川 ●● ●●です。</p> <p>権利の種類は3条の有償移転です。</p>

	<p>資料1に位置図を添付しております。 なお、当該地につきましては現地調査委員会にて農地として適正に管理されていることを確認しております。</p>
会 長	<p>対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>報告いたします。譲受人は高齢ですが、兼業として水稻耕作をされており、農地を適正に耕作・管理されており、適格性等について問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号7番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。</p> <p>続いて、受付番号8番について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>受付番号8番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市奈島 ●● ●●、譲受人は八幡市八幡 ●● ●●です。 権利の種類は3条の無償移転です。 資料2に位置図を添付しております。 なお、当該地につきましては現地調査委員会にて農地として適正に管理されていることを確認しております。</p>
会 長	<p>対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>青谷地域で農地を適正に耕作・管理されており、家族内での農業経営の継承のため、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>

<p>事務局</p> <p>会長</p>	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号 8 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第 3 条第 2 項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。</p> <p>日程第 4、議案第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る意見についてを上程し、受付番号 5 番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>受付番号 5 番について説明します。 土地の所在は城陽市寺田、地目は畑及び田、面積は合計で 3 3 4 m²です。 譲渡人は城陽市寺田 ●● ●● 譲受人は宇治市宇治 ●●●●●●●●●●で主に建築工事業を営む会社です。 資料 3 に位置図等を添付しております。</p> <p>転用目的は露天駐車場 転用理由は事業拡大に伴い建築作業車の駐車場として利用するためです。 当該地は市街化調整区域、農業振興地域外です。 現況は畑、北側及び東側は駐車場、西側及び南側は道路です。 雨水は砂利敷仕上げの自然浸透にて排水されます。 汚水・生活雑排水は、発生しません。</p> <p>管理課からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西側に接する市道 2 9 1 号線の形状を変更する場合は、道路法第 2 4 条による協議をして下さい。 ・雨天時の碎石の流出については、迅速に対応願います。 <p>環境課からは、現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。</p> <p>文化・スポーツ推進課からは、申請の土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地水主神社東遺跡に該当します。掘削を伴う工事実施の場合、文化財保護法に基づく届出が必要です。との意見が付されております。</p> <p>本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。</p>
----------------------	---

担当委員	報告いたします。事務局説明どおりであり、隣接地には農地はないので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号5番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。</p> <p>日程第5、議案第10号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について一括契約を上程し、受付番号15番について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>受付番号15番について説明します。 本案件は令和3年5月1日から令和8年4月30日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は宇治市伊勢田町 ●● ●●、借り手は城陽市観音堂 ●● ●●です。</p>
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。借り手は息子とともに農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号15番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p>

	<p>続いて、受付番号16番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号16番につきまして令和8年4月7日に所有者及び耕作者同意のもと、議案の取り下げ申請書が提出されました。そのため、本案件はご審議いただきませんのでよろしくお願いいたします。</p>
●●委員	<p>地域計画において、担い手に集約をしていこうとしているのに、取り下げされるのは何か原因があったのですか。</p>
事務局	<p>貸付人からの都合に取り下げ申請されたものです。</p>
会長	<p>地域計画で担って頂ける借受人からではなく、地権者からの意向であり貸借すると解約するのに手間がかかるからだと推測しますが、今後は自分で管理されていくと考えます。</p> <p>続いて、受付番号17番について事務局から説明をお願いする前に、当該案件は貸し手が●●委員となっている案件です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案終了後に再度入室となります。</p> <p>●●委員の退席をお願いします。 (関係委員退席)</p> <p>それでは退席が終わりましたので事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号17番について説明します。</p> <p>本案件は令和2年11月1日から令和7年10月31日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は使用貸借です。</p> <p>内容は議案書のとおりです。</p> <p>貸し手は宇治市広野町 ●● ●●、借り手は城陽市平川 ●● ●●です。</p>
会長	<p>対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>借り手の●●さんは、以前から対象地を適正に耕作・管理されており、適格性等について、問題ないと考えますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>只今、事務局から説明及び報告を受けました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>

	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号17番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。 (関係委員入室)</p> <p>続いて、受付番号18番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局 受付番号18番について説明します。 本案件は令和3年5月1日から令和8年4月30日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は賃貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は京都市伏見区 ●● ●●● 他●名、借り手は城陽市富野 ●● ●です。</p> <p>会長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。</p> <p>担当委員 報告いたします。借り手は高齢ですが、耕作されている農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。</p> <p>会長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号18番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p>
--	--

<p>事務局</p>	<p>続いて、受付番号19番から21番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>受付番号19番から21番については同一借受人のため取りまとめて説明いたします。</p> <p>受付番号19番について説明します。</p> <p>本案件は新規設定で権利の種類は使用貸借です。</p> <p>内容は議案書のとおりです。</p> <p>貸し手は城陽市寺田 ●● ●●です。</p> <p>受付番号20番について説明します。</p> <p>本案件は新規設定で権利の種類は使用貸借です。</p> <p>内容は議案書のとおりです。</p> <p>貸し手は城陽市水主 ●● ●●です。</p> <p>受付番号21番について説明します。</p> <p>本案件は新規設定で権利の種類は使用貸借です。</p> <p>内容は議案書のとおりです。</p> <p>貸し手は城陽市水主 ●● ●●、●● ●●●●です。</p> <p>借り手はいずれも城陽市平川 ●●●●●●●●です。</p>
<p>会長</p>	<p>対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>借り手の●●●●●●●●は認定農業者として農地を適正に耕作・管理されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局から説明及び報告を受けました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号19番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>受付番号20番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(全員賛成)</p>

	<p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>受付番号21番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>日程第6、報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号15番から18番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号15番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市寺田 ●● ●●です。</p> <p>受付番号16番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市中 ●● ●●です。</p> <p>受付番号17番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市寺田 ●● ●●です。</p> <p>受付番号18番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市寺田 ●● ●●です。</p>
会長	<p>只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、日程第6を終了します。</p> <p>日程第7、報告第8号 農地法第4条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号1番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号1番について説明します。</p>

	<p>土地の所在は城陽市寺田、地目は畑、面積は139㎡、申請人は城陽市寺田 ●● ●●●です。資料4に位置図等を添付しております。</p> <p>対象地は農業振興地域外の市街化区域です。転用目的は宅地です。隣接農地はありません。雨水は砂利敷きの自然浸透にて排水します。以前から当該地を宅地として利用されているため顛末書が提出されています。</p> <p>環境課からは、現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。との意見が付されております。</p>
会 長	<p>本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>報告いたします。申請地の東側は道路をはさんで墓地となっており、周辺に農地はなく、顛末書も提出されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
会 長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、受付番号2番について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>受付番号2番について説明します。</p> <p>土地の所在は城陽市寺田、地目は田、面積は合計で1,453㎡、申請人は城陽市寺田 ●● ●●●です。資料5に位置図等を添付しております。</p> <p>対象地は農業振興地域外の市街化区域です。転用目的は露天駐車場及び住宅建築です。隣接農地はありません。雨水は前面道路側溝にて適切に排水します。以前から当該地を駐車場として利用されているため顛末書が提出されています。</p> <p>環境課からは、現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないよう</p>

	<p>に対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。</p> <p>管理課からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路に関する工事を行う場合は、城陽市水路等管理条例第7条による協議をして下さい。 ・申請地東側に存する水路を取り込まないように注意して下さい。 <p>との意見が付されております。</p>
会 長	<p>本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>報告いたします。事務局説明どおりであり、周辺に農地もなく顛末書も提出されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。</p> <p>ご意見・ご質問はございませんか。</p>
●●委員	<p>以前から、宅地や駐車場であった農地について、今になって提出されてきたのは何か理由があるのですか。</p>
事 務 局	<p>宅地の件は、以前にも同様な件があり、その縁者である申請人が同様に過去に転用届を申請されていないことが判明した、また、駐車場については、住宅建築にあたり開発部に申請されたおりに転用届が申請されていないことが判明したためです。</p>
会 長	<p>他に、ご意見・ご質問がございませんか。</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。</p> <p>日程第8、報告第9号 農地法第5条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号2番について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>受付番号2番について説明します。</p> <p>土地の所在は城陽市平川、地目は畑、面積は合計で345㎡、 譲渡人は京都市南区 ●● ●●、譲受人は宇治市小倉町 ●●●●●●●●●●です。</p> <p>資料6に位置図等を添付しております。</p> <p>対象地は農業振興地域外の市街化区域です。 転用目的は露天資材置場です。 隣接農地はありません。 雨水は砕石敷きの自然浸透にて排水します。</p>

	<p>環境課からは、現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。</p> <p>管理課からは、西側に存する里道を取り込まないように注意して下さい。</p> <p>文化・スポーツ推進課からは、届出の土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地古宮遺跡及び横道遺跡に該当します。掘削を伴う工事実施の場合、文化財保護法に基づく届出が必要です。</p> <p>との意見が付されております。</p>
会 長	<p>本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>報告いたします。申請地は旧24号線に面しており、事務局説明どおりであり、周辺に農地もなく問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>あと、里道が存在しておりますので、管理課へ取り込まれないように言っておいて下さい</p>
会 長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。</p> <p>ご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。</p> <p>以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第4回定例総会を終了致します。</p> <p>続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願い致します。</p>

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員